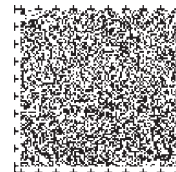


発達障害者支援法の改正と 発達障害情報・支援センター

発達障害情報・支援センター



発達障害者支援法が施行されてから約10年が経過した昨年、法律が改正され8月1日に施行されました。発達障害者の支援の一層の充実を図るために、法律の全般にわたって改正されています。改正のポイントとして下記のポスターに3点上げられていますが、他にも重要な項目がいくつか新たに盛り込まれています。例えば、社会的障壁の除去。発達障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを取り除くというものです。また、意思決定の支援に配慮することも明記され、理念的にはより個別性の高い支援が求められることとなります。

平成24年に実施された文部科学省の調査によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒、いわゆる発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%いるという結果が公表されています。研究者、有識者の中には10%の割合で存在していると指摘する方もおられます。この10年間で、社会における「発達障害」という言葉の認知度は高まっているものの、まだまだ理解が進んでいるとはいえない状況です。

先日、発達障害のお子さんがいらっしゃるご家族に話しを聞くことができました。お子さんは診断を受けていて手帳も取得済みとのことでした。高校を卒業して専門学校へ入学したので、

改正 発達障害者支援法
平成28年8月1日から施行！

平成17年に施行された「発達障害者支援法」が、今年、改正されました。

発達障害って何？
調査では身近な人が「発達障害」を知っているとされていますが、
では具体的には？ ご存じですか？

必要なことは？
発達障害の方には、適切な支援や配慮が必要です。
発達障害に対する正しい理解と普及が求められています！

法改正でどうなるの？
「発達障害者支援法」改正のポイントは、下の3つ。
1人1人の発達障害者の、日常生活や社会生活を支援します。

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

- 1 ライフステージを通じた切れ目のない支援**
医療、福祉、教育、就労等の各分野の連携が強化され、一人一人の発達障害者に「切れ目のない」支援を実施することを法的に義務付けました。
- 2 家族なども含めた、きめ細かな支援**
医療、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を実施します。
- 3 地域の身近な場所で受けられる支援**
地域の関係者が連携を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを促します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

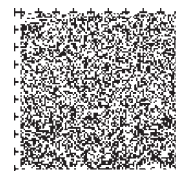
【東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー】
東京4区（目黒、品川、目黒、世田谷）の4区で実施されています。 Licensed by TOKYO Tower

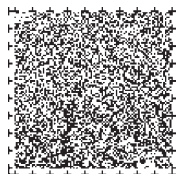
▶ 発達障害に関する情報は「発達障害情報・支援センター」のホームページをご覧ください。 [発達障害情報・支援センター](#) 検索

「発達障害情報・支援センター」では、ご本人、ご家族の方、発達障害を悩んでいる、発達障害に関心の方（当事者）などに応じて、発達障害に関する情報をわかりやすく提供しています。

厚生労働省

改正発達障害者支援法ポスター





ご家族が障害のことと配慮事項について学校へ説明に訪問したそうです。障害者差別解消法にも明記されている合理的配慮を引き合いに出して必要な支援を求めたところ、「特別扱いしろ、ということですか?」と返答があり、困ってしまったと言うことです。この手の話はいまだに枚挙にいとまがありません。

今回の法律改正は理念的にとっても素晴らしい内容が多く盛り込まれていると思う反面、実現のためにはまだまだ相当な時間や労力が必要とされるのは明白です。更に、他の障害とは異なり、障害福祉分野だけで対応することも難しい状況であり、警察を含めた司法関係や企業、母子保健等幅広い分野と連携しながら体制整備を図ることが肝要となります。

国の機関としてその一翼を担っている発達障害情報・支援センターとしても、改正された法律の理念実現のために、一步一步前進していきたいと考えています。

この度の法改正に伴い、国や地方公共団体の役割も加筆・修正されています。中でも第四章「補則」のうち、第二十一条（国民に対する普及及び啓発）、第二十三条（専門的知識を有する人材の確保等）、第二十四条（調査研究）は発達障害情報・支援センターでも取り組むべき課題であると考えています。

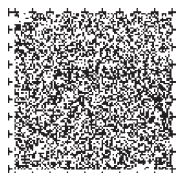
「国民に対する普及及び啓発」は当センターの本来業務でもあり、ホームページや出版物などを通じて以前より取り組んでいます。今後も時代のニーズに対応しながら、質の良い情報提供を行うとともに、新たなアイデアを駆使しながら、普及・啓発活動を行っていく所存です。

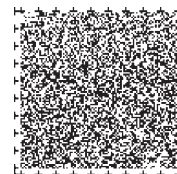
「専門的知識を有する人材の確保等」は国立

障害者リハビリテーションセンター内の学院において養成・研修を実施しています。発達障害関係の研修会は発達障害情報・支援センター長が企画の主担当を担っています。また、発達障害児者支援の専門職を養成する児童指導員科や前述の研修会において職員が講師を務めるなどの連携を図っているところです。今後は更に輪を広げて、外部の関係機関等とも連携を図りながら合理的・効率的な養成・研修事業を展開し、人材の確保等に努めてまいります。

「調査研究」については、独自の取り組み以外に、都道府県・政令指定都市に設置されている発達障害者支援センターとのネットワークを活用して取り組むべく準備を進めています。発達障害情報・支援センターが運用している発達障害者支援センターを会員とした専用サイトを通じて、有機的な情報のやりとりが可能であり、発達障害者の実態把握に寄与できると考えています。

国の機関として取り組むべき3つの課題に対応するためには、発達障害情報・支援センターの体制を強化するとともに課題に取り組むためのシステム作りが必要となります。そこで平成29年度の定員及び概算要求事項として、発達障害情報分析官の増員及び発達障害情報分析チームの形成を挙げているところです。全国の研究者、有識者、当事者団体等と連携して発達障害情報分析チームを組織し、上記3点に有用な情報を収集・分析しエビデンスに基づく情報発信を行うこととしています。発達障害情報分析官は情報分析チームをコーディネートするとともに情報分析会議を招集・開催し、自らも会議のメンバーとして参画します。更に会議での検討





事項を整理しまとめ、情報発信までを担うこととなります。

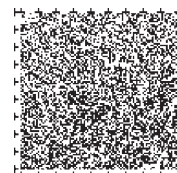
最後に発達障害情報・支援センターの今年度の取り組みについて紹介します。

平成28年度より「発達障害支援施策の支援事業」が新たに予算化されています。事業の詳細は国リハニュース10月号を参照してください。今年度は法改正により新たに盛り込まれた、「発達障害者支援地域協議会（前身は予算補助事業の「発達障害者支援体制整備検討委員会）」が未設置の自治体を中心に、厚生労働省の専門官らとともに訪問し、意見交換等を通じて協議会設置の趣旨を説明して回っているところです。

普及・啓発の一環としては11月に「医療・福祉従事者のための発達障害臨床セミナー」を開催いたしました。基調講演では発達障害の研究

者として世界的にも著名なスウェーデンイエーテボリ大学のクリストファー・ギルバーグ博士にご講義いただき、その後「発達障害者支援法改正に鑑みる成人期支援の課題と展望」と題してパネルディスカッションを行いました。149名が受講したセミナーのアンケート結果は、「非常に良い」「良い」を合わせて97.6%という好評ぶりでした。

今回の特集記事をご覧頂いてお分かりになるように、国立障害者リハビリテーションセンターでは各部署において発達障害への取り組みを行っています。現在、発達障害関連部署連絡会議を設置しており、情報共有を図っているところですが、今後はより一層連携の強化を進めながら国立障害者リハビリテーションセンター全体で発達障害者支援に取り組んでまいりたいと考えています。



病院における発達障害への取り組みについて

病院 第三診療部

● 第三診療部(児童精神科)における診療

児童精神科は、平成22年7月、院内(耳鼻咽喉科、眼科、リハ科)紹介を受ける院内外来として発足しました。平成25年5月、病院第三診療部が創設され、院外からの紹介も受けようになりました。平成26年3月より、発達障害の評価入院を開始し、平成26年4月より、自立支援局秩父学園(福祉型障害児入所施設)利用者のための秩父外来を開設し、思春期に焦点化したショートケアを始めました。現在、医師3名、言語聴覚士1名、臨床心理士1名で診療に当たっています。年間新患患者は、70名を越える程度ですが、長期的なフォローが必要になる方が多く、通院患者数は増加しています。院内連携をスムーズに進めるために、耳鼻科、眼科と定期的にカンファレンスを開催しています。自立支援局、職業リハビリテーションセンターに通所している方が受診する場合も、担当者とカンファレンスを実施するようにしています。学齢期の患者では、学校生活に関するトラブルも多く、多くのケースで学校との連携も進めています。ここでは、第三診療部に特徴的な4つの外来機能について、紹介します。

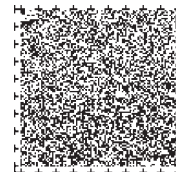
各種障害と発達障害との重複障害への対応

児童精神科では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由(脳性まひ、四肢切断など)と発達障害を併せ有する(あるいは疑いのある)方への診療を積極的に行っています。このうち、視覚障害や聴覚障害のある方々への診療は、着実に例数を重ねています。発達障害があるかもしれないと診断を希望しても「(視覚障害あるいは聴

覚障害の)専門でないのでわからない」と受診を断られた方、当センターの眼科や耳鼻咽喉科で「発達に心配」と児童精神科への受診を希望された方、自立支援局に通いながら技能習得や人間関係で悩んでいる方…このような方々に対応するなかで、徐々に中心的な業務として取り組むようになりました。現在、視覚障害や聴覚障害のある人は新患の約1~2割となっています。幸い当センターには、前身の国立東京視力障害センターや国立聴力言語障害センターのころからのノウハウの蓄積があります。当科では、眼科や耳鼻咽喉科、自立支援局、学院の方々と連携しながら、時に議論を重ね、臨床を積み重ねています。最近、近隣の視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校に在籍する発達障害が疑われるお子さんも多く来院されるようになりました。彼らの多くは明らかな知的障害がなく、幼いころから専門的教育を実施してきたにもかかわらず、学習の遅れや行動上の問題を合わせもつ子どもたちです。学校の先生方と連携しながら、発達障害の特性に沿った教育という視点を取り入れ、支援方法の工夫を進めているところです。

発達障害を合併する吃音への対応

成人吃音外来を受診した患者さんのうち、自閉症スペクトラム障害やうつ病、社交不安障害などの精神科疾患が疑われた方を、児童精神科外来で対応しています。自閉症スペクトラム障害には、さまざまな精神疾患が合併しやすいことがわかってきており、吃音もその一つです。吃音のために就職も対人関係もうまくいかない、と思ってきたけれど、成人吃音外来受診をき



かけに、自閉症スペクトラム障害の診断や評価を得て、適切な就労支援を受けて就労できた、という例も出てきています。

うつ傾向や社交不安障害のある吃音の成人向けには月に1度、1回2時間の小集団精神療法を行っています。成人吃音外来担当の医師もスタッフとして参加し、マインドフルネスや認知行動療法を取り入れたアプローチを行っています。平成29年からは「トラウマに関する認知処理療法 (P.Resick)」を12回1クールとして行う予定です。

吃音患者に併発する精神疾患についての調査も行っています。成人吃音外来初診に児童精神科医が同席したり、心理テストの実施、結果フィードバックなどを行っています。

DSM-5では、吃音は神経発達障害群に分類されていますが、精神科の学会などで吃音が話題になることはほとんどありません。しかし、吃音のもたらす本人への心理的ストレスは社会的ひきこもり、うつ病や自殺にまで追いやることもあるほど大きい場合も多く、精神科的な対応が必要な疾患です。児童精神科では、耳鼻咽喉科のスタッフと協力して、吃音の治療にむけて臨床と研究を行っています。

睡眠障害外来と評価入院

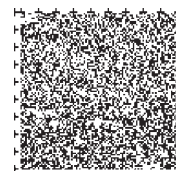
発達を考える上で、良い睡眠は必要不可欠です。昔から「寝る子は育つ」と言いますが、確かに睡眠中に放出される成長ホルモンは体の成長を促します。しかし、睡眠は身体的な成長だけに重要なわけではなく、日中様々な学習をしてメンテナンスが必要となった脳のお手入れをする役割もあります。児童精神科では発達障害

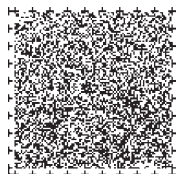
に伴う睡眠障害にも目を向け、適切な睡眠が取れるような医療を提供することで、患者様ご自身がもつ能力を最大限発揮し、成長できるよう、支援を行なっています。また、患者様本人の良質な睡眠状態が家族の健康状態と密接に関連していることも、睡眠問題に取り組む大きなモチベーションとなっています。

また、外来での知的能力評価や言語機能評価だけでは見えてこない患者様の生活全体で起こる問題を知るために、平成26年度から入院での総合発達評価を始めました。発達障害評価入院では、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、運動療法士、看護師、眼科・ロービジョン、医療相談といった、オール国リハ体制といってもいい布陣で臨んでいます。日常的に経験しているはずの各種作業習得度、運動の不器用さ、体力、実際の生活場面での人との関わりかたといった多岐にわたる発達評価だけではなく、見落としがちな器質的疾患の並存に関する医療的評価も網羅的に行なっています。これらの結果を踏まえて、医療相談のサポートを受けながら、地域での適切な福祉・教育・医療支援へ繋ぐことを目指しています。

ショート・ケアについて

発達障害青年向け児童精神科ショート・ケアは、週1回3時間のプログラムを月4回行っています(平成28年12月現在)。当院ショート・ケアは、就労や進学への移行期にある青年を対象とし、発達障害者のライフステージ間の移行をスムーズに進めることを目的とした、通過型の精神科ショート・ケアです。特徴としては、発達障害者向けのSSTプログラム、障害理解や自





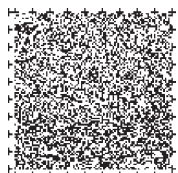
己理解を促進する心理教育的講義のほかに、リハビリテーション病院の機能を活かした運動療法や生活訓練をプログラムに盛り込んでいる点あげられます。

また、当院ショート・ケアは高校生年代の利用が中心です。つまり、発達障害の早期発見・早期支援につながらずに特別支援教育を受ける機会を逸し、高校生年代以降に社会的に不適應をきたした青年らが多く来ているのも特徴のひとつです。

思春期の発達障害の方は成人と異なり「足りないソーシャルスキルを身につける」以前に、「自分とは何か」が大きな課題です。当院ショー

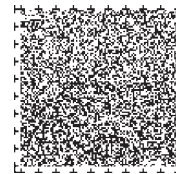
ト・ケアでは、他者と自分とを重ねて自己理解を深めたり、共通の悩みをもつ仲間と出会うという、仲間集団による精神療法的効果が重要であると感じています。また、不器用な体の使い方や段取りを立てて行くことが難しいことから、体育指導や生活支援へのニーズが高いと言えます。

発達障害向けの精神科デイ・ケアやショート・ケアは全国的にも増加傾向にはありますが、国リハならではの視点を持ち、発達障害者に必要な支援を開発していくことが現在の責務と考えています。



自立支援局就労移行支援 発達障害支援室の取り組みについて

療育教育・就労移行支援部 就労移行支援課 発達障害支援室長 加木屋 小夜里



平成25年4月、就労移行支援課内に発達障害支援室が設置されました。

当室では、相貌認知の苦手さや自己と他者の役割理解の苦手さ等の特性を踏まえ、利用者からの支援チームの見える化を図っています。サービス管理責任者、生活支援員、就労支援員、職業指導員、作業療法士から構成される職員の一元配置となっています。また、利用相談から職場定着支援まで一貫した支援を行っています。

支援内容は、「働く」ことを目標として支援しています。職業訓練はもとより、就労に必要な生活習慣の確立など、衣食住にわたる生活上の支援にも力を入れています。

職業訓練では、作業系から事務系まで色々な体験を重ねる中で、作業の意味や社会的ルールについて学習するとともに、自分自身の得意な事や苦手な事を理解していきながら、就労マッチング支援につないでいます。

国リハで実施する並木祭などの諸行事への参加も体験の場として、積極的に参加しています。並木祭では、イメージを持つことが苦手な発達障害のある利用者が、体験を通して働くイメ

ジや就労意欲を持てることを目的としています。模擬店の企画では、当日の販売に向けハンドドリップ・コーヒーを淹れる練習を重ね、焼き菓子等の試作や試食、接客の練習を行う等の準備をしています。並木祭当日は、企業等で働く先輩の終了生も参加します。「おいしかった」「丁寧な対応でした」「ありがとう」などの言葉をお客様から貰いました。人に喜ばれる、仕事のやりがい、達成感を見だし就職活動に繋がる利用者もおられます。一人ひとりが主体的に取り組み自分の役割を果たすことで、自分の障害特性の理解や他者への理解ができ、さらに深まり、人と人の間で生きることへの体験の場として捉えています。終了後は、利用者、終了生、職員で振り返りを行い、更に終了生から就労して職場で心掛けていたり働きのいいなどについて話しを聞く機会を設けています。利用者には有意義な機会となっています。

また、就労生活を安定して続けていくために



郵便の仕分けをしています



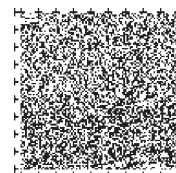
並木祭に向けて打合せをしています

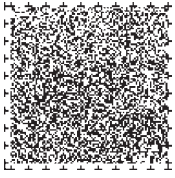


作物の手入れをしています



クッキー作り





ハンドドリップ・コーヒーを淹れています



並木祭当日の喫茶店の様子

は、生活面での安定が大切です。生活面の様子は聞き取りだけでは、実際の行動と一致しないことがしばしば見られます。就労を前提とし、社会的な認識に結びついた意味理解に基づいて生活活動を行えることを目的としています。生活経験の乏しさやイメージを持つことの困難さがあるため、「調理」「清掃」「寝具管理」「余暇」「住環境の整備」など体験に基づき利用者が参加できる訓練を提供しています。また、年1回、宿泊体験を実施しています。日常の訓練ではうかがい知れないニーズを今後に生かし、就職後

の生活をより充実させていくための支援につなげていけるよう支援しています。

このように、訓練は体験をベースに行い、訓練後は振り返りをし、体験の社会的文脈による意味づけを確認しながら支援しています。また、国の事業化に先駆けて、地域の支援機関と連携して就労定着支援を行っています。

今後も利用者の特性やニーズを踏まえて支援内容の充実を目指し、発達障害のある方々への支援に役立てるように職員一丸となって努力していきたいと思ひます。

平成28年宿泊体験



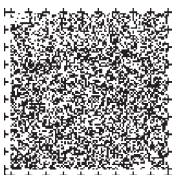
三浦半島に行ってきました



ベッドメイキングをしています

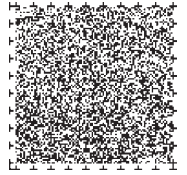


配膳しています



発達障害の方の「生きにくさ」の背景にある脳内メカニズムの解明に向けて

研究所 脳機能系障害研究部 発達障害研究室長 和田 真



池袋の街角であふれる看板に「襲われて」、不意に目を閉じ、耳をふさいでパニックとなってしまう…ありふれた日常に苦しめられている人たちがいます。これは発達障害の当事者の方が語った日常の困難（「生きにくさ」）の一例です。最近の研究で、このようなことは、視覚や聴覚などの感覚が過敏なために起きると考えられるようになってきました。脳機能系障害研究部 発達障害研究室では、このような日常生活上の「生きにくさ」を解消するために、認知神経科学の手法を用いた研究を、日々進めております。発達障害の一つである自閉スペクトラム症は、社会的コミュニケーションの障害と強いこだわりが特徴とされてきましたが、生活の質（Quality of Life）を下げる原因としては、「街角の雑踏が苦手」「服のチクチクが気になる」「きれいな字がかけない」「ラジオ体操でお手本の真似がうまくできない」といった感覚や運動に起因したものが非常に多いことがわかってきました。しかし、これらの個々の「生きにくさ」

は、個人差がとても大きく、自閉スペクトラム症者の全てが共通の困難を共有しているわけはありません。私たちは、その原因に、脳の神経回路の多様性があるのではないかと考え、「生きにくさ」の背景にある脳内メカニズムの解明に取り組んでいます（図1）。

私たちは、これら感覚・運動の情報処理の問題について、様々な心理実験や脳機能計測を行い、個々の困りごとに関連した脳の仕組みを調べています。例えば、冒頭で紹介した感覚の過敏は、感覚の時間情報処理の正確さと関連があることがわかってきました。短い時間差で提示された振動刺激の順序が、どれくらいの時間差まで正確に答えることができるのか調べたところ定型発達者では、順序の判断には0.05秒程度の時間差が必要であるのに対して、当事者のなかには、0.008秒と非常に短い時間差の順序を判断できる方がいることを発見しました。また、当事者のなかには、順序の判断には0.15秒程度とかなり長い時間差を要する方もいました。そ

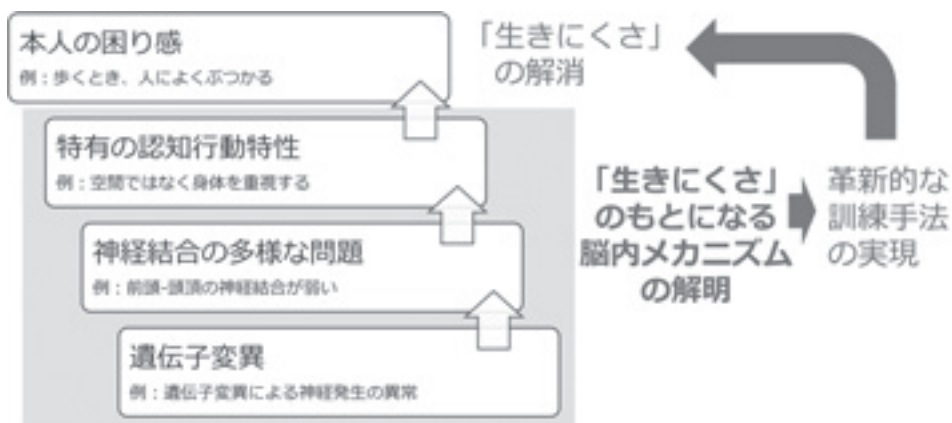
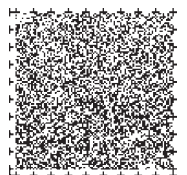
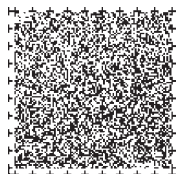


図1 研究の戦略

本人の困り感（生きにくさ）の背景には、心理物理実験などで測定可能な認知行動特性があり、そこには遺伝子の多様性に関連した脳の神経回路の特徴があると考えています。





して、非常に正確な順序判断ができた方は、強い感覚過敏の訴えを持ち、順序判断が得意でない方では、感覚過敏の訴えは、ほとんどありませんでした。一方、意外なことに「どれくらい弱い刺激まで感じる事が出来るか」という刺激の閾値と、感覚過敏の訴えとは、明確な関連はありませんでした。従って、自閉スペクトラム症と診断はされていても、感覚過敏に関する特性によって異なる対応が必要なことが、はっきりとしました。現在は、MRIなどにより脳機能計測を行うことで、その脳内メカニズムを明らかにする研究をすすめております。これを明らかにできれば、自閉スペクトラム症における感覚過敏の病態解明に近づくことができます。

さらに、スポーツや書字の障害につながる身体の捉え方の特徴についても、研究を進めています。様々な感覚情報を統合する必要のある課題を行ったところ、自閉スペクトラム症の当事者や自閉傾向が高い方では、外部の空間と身体の関係性よりも、自分の手足の関節角度など身

体情報を重視する傾向が明らかになりました。私達の脳は、様々な感覚情報を取り込むことで、身体と外部の空間の位置関係を認識し、適切な行動を実現していますが(図2)、自閉スペクトラム症の方は、感覚間情報処理の問題の結果、外界に身体を適切に位置づけることができず、「きれいな字がかけない」「ラジオ体操でお手本の真似がうまくできない」といった身体の捉え方に関係した困りごとが生じると考えられるのです。

まさに研究を進めている段階ではありますが、発達障害の方が抱える日常生活上の様々な「生きにくさ」の背景にある特性を、数値化できれば、個人に合わせた発達支援の適用、そして、介入に対する客観的な効果判定が実現できます。このようにして基盤となる脳内メカニズムを明らかにし、個々の方が抱えている様々な「生きにくさ」を軽減できる新たな訓練・支援手法の開発に貢献していければと考えております。

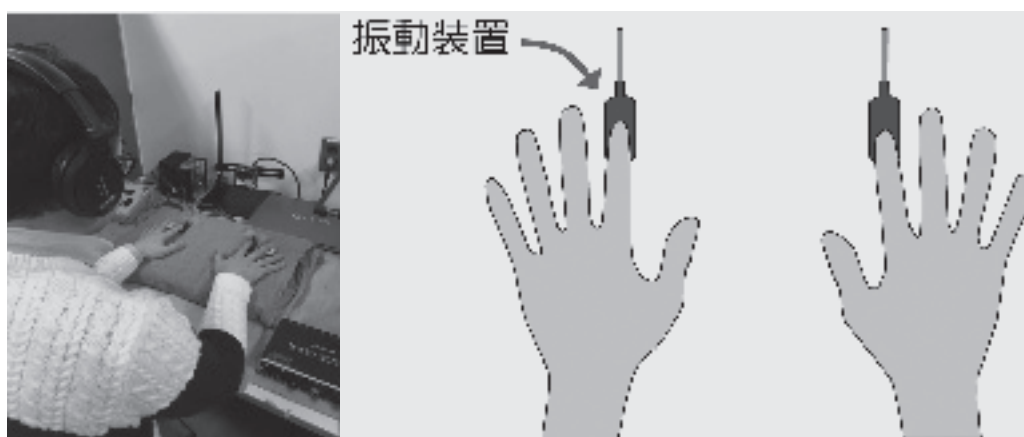
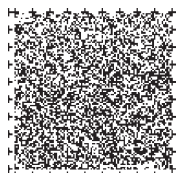


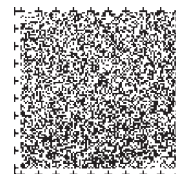
図2 心理物理実験の一例：時間順序判断

左右の人差し指に提示された2つの振動刺激の順序をボタン押しで答えてもらう課題です。どれくらい細かい時間差の順序まで区別できるかを知ることができます。



学院における発達障害支援の人材育成について

学院



●養成における取り組み

学院には障害のある方々を支援する専門職を養成する6つの学科があります。そのなかで児童指導員科は我が国で唯一の発達障害分野における福祉専門職を養成する学科です。また、多様な障害に対して支援できるよう専門に分かれた他の学科でも、例えば吃音症やディスクレシアの評価と対応（言語聴覚学科）、発達障害者の運動支援や運動処方（リハビリテーション体育学科）など、発達障害を学ぶカリキュラムを組み込んでいます。

学院児童指導員科のミッションは、1年間で発達障害を学び、具体的に支援できる福祉専門職を養成することです。応募資格は、4年制大学卒業または保育士資格を有する人（見込み含）です。現在、来年度学生募集中です。興味関心のある方は、是非、学院ホームページをご参照ください。

発達障害のある子どもが増え続けているのは、図1（文部科学省（2016）平成27年度通級による指導実施状況調査結果について）のとおりです。『発達障害は、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害です。発達障害がある人は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることも少なくありません。それが、親のし

つけや教育の問題ではなく、脳機能の障害によるものだと理解すれば、周囲の人の接し方も変わってくるのではないのでしょうか。』（政府広報オンライン 暮らしのお役立ち情報 特集発達障害って、なんだろう？）

「発達障害」という単語はだいぶ知られるようになりました。しかしながら、発達障害者支援法にある「できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要である」とする支援はまだまだ足りないのが現状です。先にあげた誤解されたイメージだけが先行すると、本来の力を発揮できずに、ご本人も、周りの人間も、「困り感」が増幅していきます。

児童指導員科では、平成27年度から「発達障害」に特化した新カリキュラム（図2）を開始しました。内容を見直し、「発達障害者福祉論」「家族支援」「他職種連携」などの科目を新設しました。医学、教育学、心理学などの分野でも発達障害を学ぶことはできます。しかし、発達障害を中心とした実践的なカリキュラムを行っているのは全国でも児童指導員科だけです。

まず、多くの現場経験豊富な講師による講義があります。また、学院で開催する知的・発達障害に関する全ての研修会を聴講できることは児童指導員科学生の特権です。そして、実践力を高める上で極めて重要な療育実習は、学生自身がアセスメントし、計画、実行、評価を繰り返

通級による指導を受けたい児童生徒数の増加（公立小・中学校単位）

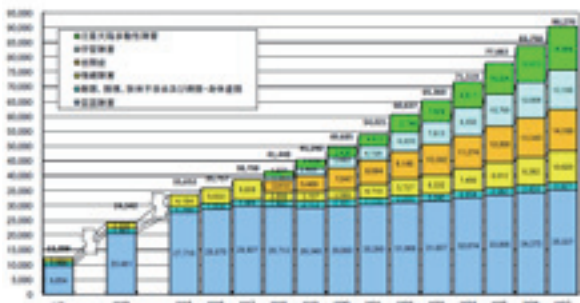
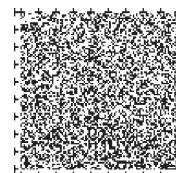


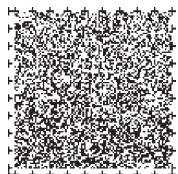
図1

新カリキュラムの紹介



図2





返す内容となっています。中間と最後にはケースカンファレンスを開催し、これまでの経過を振り返り、今後の目標について保護者や関係者とともに検討していきます。さらに今年度は「保育園実習」を追加しました。子どもとの触れ合いの中から、子どもそれぞれの個性や成長があることを学ぶためのとても貴重な時間となっています。

「発達障害」は、その理解が難しい障害です。児童指導員科では、「障害」「障害ではない」という視点ではなく、「発達支援」が必要であれば、必要な支援を検討し、関係者と連携して支援できる専門職、ご本人の生活や人生に寄り添える専門職の養成を目指します。

●現任研修における取り組み

学院では年間35回の研修会を行っています。そのうち13回が知的・発達障害関係の研修会です。平成24年度に知的・発達分野の研修全体を大きく見直し、発達障害関係については25年度～27年度も引き続き変更しました。28年度現在、発達障害支援に関する研修のうち5つについては国立機関で国が行うべき研修として位置づけられ、発達障害者支援センター職員や発達障害者地域支援マネジャーなど発達障害施策に携わる職員を対象に、厚生労働省と緊密に連携しながら企画し、実施しています。

広く発達障害児者支援にあたる方を対象とした研修会のニーズは高く、定員を大きく上回る応募があります。例えば自閉症支援入門研修会には、40人の定員に対し176人の応募がありました。昨今の要支援者の増加とともに支援の現場で対応に苦慮していることの現れと考えます。そのため、自閉症に特化した入門→実践→専門とステップアップする学院独自の研修も行っています。

昨年5月に発達障害者支援法が改正されましたが、研修は法改正を見越した内容としています。例えば平成26年度より「発達障害就労移行支援者研修会」を始めました。法改正で司法手続での意志疎通手段の確保が求められるため司法精神鑑定の専門家による講義や面接技法演習を取り入れました。またこの4月の熊本震災に関連して「災害時の緊急対応」を講義に入れるなど、社会の動向、国の施策、受講者のニーズなどを踏まえて企画しています。

これらの研修の受講後のアンケート結果では、内容について「よい」「非常によい」を併せた結果が平均93.9%という高い評価をいただいています。

今後も発達障害関連の研修会ニーズは高まることでしょう。内容や運営を工夫し、より質の高い研修を提供できるよう努めてまいります。



話し合いながら支援方法を考え、実際にやってみる実践型研修の様子（平成28年 国リハASD支援者連携セミナー より）

